

令和 3 年 度

習志野市健全化判断比率審査意見書

習志野市資金不足比率審査意見書

習志野市監査委員

監 査 第 99号  
令和4年8月25日

習志野市長 宮 本 泰 介 様

習志野市監査委員 福 田 佐 知 子  
習志野市監査委員 布 施 孝 一

令和3年度習志野市健全化判断比率審査意見書及び習志野市  
資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和4年7月22日付け財政第328号をもって審査に付された、令和3年度における習志野市の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

# 令和3年度習志野市健全化判断比率審査意見書

## 1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

## 2 審査の期間

令和4年7月 27 日から令和4年8月 24 日まで

## 3 審査の方法

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 4 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	3 年 度	2 年 度	早期健全化基準	
			3年度	2年度
① 実質赤字比率	－ % (△ 10.04 %)	－ % (△ 6.58 %)	11.58 %	11.66 %
② 連結実質赤字比率	－ % (△ 43.32 %)	－ % (△ 40.67 %)	16.58 %	16.66 %
③ 実質公債費比率	7.7 %	8.0 %	25.0 %	25.0 %
④ 将来負担比率	26.9 %	35.3 %	350.0 %	350.0 %

※①実質赤字比率及び②連結実質赤字比率については、実質収支及び連結実質収支が黒字であり、当該比率が生じないため「－%」で表示している。なお、（ ）内のマイナスの数値は参考として、実質黒字の程度を表示したものである。また、③実質公債費比率及び④将来負担比率については、参考として過去5か年度の推移を下に示す。

	令和3年度	2年度	元年度	平成 30 年度	29 年度
実質公債費比率	7.7 %	8.0 %	8.1 %	4.8 %	3.7 %
将来負担比率	26.9 %	35.3 %	25.1 %	36.7 %	26.6 %

## 5 審査意見

健全化判断比率は、財政健全化計画の策定を義務付ける基準として国が定める「早期健全化基準」と比較して、いずれもこれを下回っている。

# 令和3年度習志野市資金不足比率審査意見書(ガス事業会計)

## 1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

## 2 審査の期間

令和4年7月 27 日から令和4年8月 24 日まで

## 3 審査の方法

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

資金不足比率	3年度	2年度	経営健全化基準	
			3年度	2年度
	－％ (△ 120.1％)	－％ (△ 131.6％)	20.0％	20.0％

※資金不足比率は、資金に不足が生じていないため、「－％」で表示している。なお、( )内のマイナスの数値は参考として資金剰余の程度を表示したものである。

## 5 審査意見

資金不足比率は、経営健全化計画の策定を義務付ける基準として国が定める「経営健全化基準」と比較して、これを下回っている。

# 令和3年度習志野市資金不足比率審査意見書(水道事業会計)

## 1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

## 2 審査の期間

令和4年7月 27 日から令和4年8月 24 日まで

## 3 審査の方法

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

	3 年 度	2 年 度	経営健全化基準	
			3年度	2年度
資金不足比率	- % (△ 189.3 %)	- % (△ 200.8 %)	20.0 %	20.0 %

※資金不足比率は、資金に不足が生じていないため、「-%」で表示している。なお、( )内のマイナスの数値は参考として資金剰余の程度を表示したものである。

## 5 審査意見

資金不足比率は、経営健全化計画の策定を義務付ける基準として国が定める「経営健全化基準」と比較して、これを下回っている。

# 令和3年度習志野市資金不足比率審査意見書(下水道事業会計)

## 1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

## 2 審査の期間

令和4年7月 27 日から令和4年8月 24 日まで

## 3 審査の方法

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

資金不足比率	3年度	2年度	経営健全化基準	
			3年度	2年度
	－％ (△31.3％)	－％ (△ 17.9％)	20.0％	20.0％

※資金不足比率は、資金に不足が生じていないため、「－％」で表示している。なお、( )内のマイナスの数値は参考として資金剰余の程度を表示したものである。

## 5 審査意見

資金不足比率は、経営健全化計画の策定を義務付ける基準として国が定める「経営健全化基準」と比較して、これを下回っている。

本書は再生紙を使用しております